

地域福祉トータルケア推進事業（福祉でまちづくり）実施要綱

1. これまでの経過と基本的な考え方

平成17年度から進めている「地域福祉トータルケア推進事業」（以下「トータルケア」という。）では、①総合相談・生活支援の仕組みづくり、②福祉を支える人づくり、③みんなの生きがい・喜びづくり、④地域福祉推進基盤づくり、の4つの重点項目を掲げ、全県的な地域福祉の推進に取り組んできた。

この間、国では地域包括ケアシステムの構築や「介護予防・日常生活支援総合事業」による住民主体の受皿づくりの推進、増加する生活困窮者に対応した生活困窮者自立支援制度の施行など、新たな制度を創設し、施策を進めてきている。

また、社会福祉法の一部改正により、平成28年4月から社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組」の規定が設けられたほか、平成30年4月には「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指し、市町村は地域福祉計画の策定や包括的な支援体制づくりに努めることとされた。

一方、本県では少子高齢化や人口減少が急速に進行し、地域福祉活動の担い手不足や住民間のつながりの希薄化などにより、昭和55年から取り組んでいる「小地域ネットワーク活動」の取組みが市町村で異なってきたほか、小・中学校の統廃合により校区が広域化するなど、小地域福祉のあり方が問われている。

こうした動向を踏まえ、社会福祉協議会等には、対象者を限定しない包括的な総合相談・生活支援体制の構築とともに、地域の問題を「我が事」として捉える機運の醸成、制度の狭間の問題などの地域生活課題に対応する支援ネットワーク構築や支援サービスの開発に向けた取組みが強く求められている。

こうしたことを実現するためには、行政と連携しながら、取組の方向性を市町村地域福祉計画及び地域福祉活動計画に位置付けることや、社会福祉協議会が中核的な役割を担いつつ社会福祉法人、地域包括支援センター等各種相談支援機関、NPO、企業等の多様な社会資源と連携・協働して一体的に取り組むを進めていくことが不可欠である。

住民一人ひとりが安全に、安心して暮らせることができるよう、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めることが社会福祉協議会の重要な使命であることを再認識し、トータルケアを発展させながら「福祉でまちづくり」に取り組むものである。

2. 目的

本事業は、地域で暮らす住民の地域生活課題の解決に向けてワンストップで対応できる包括的な総合相談・生活支援体制の確立や住民に身近な圏域における交流拠点づくりとともに、地域福祉活動への多様な主体の参加や誰もが住み慣れた地域で自立生活を営む力、お互い支えあう力を支援するコミュニティソーシャルワークを実践し、積極的に「福祉でまちづくり」を目指すものである。

3. 実施主体

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
市町村社会福祉協議会

4. 重点項目

本県の地域福祉を推進するため、次の6つの重点項目に取り組む。

(1) 総合相談支援窓口の整備

- ①市町村ごとに、多様な相談にワンストップで対応できる総合相談支援窓口を整備する。
- ②既存の相談機関同士の連携を強化する。
- ③複合ニーズ世帯の支援において活用できる相談受付票やアセスメントシートを整備する。

(2) 多職種横断的連携システムの構築

- ①地域包括支援センターにおける「地域ケア会議」を活用し、関係機関の連携強化を図る。
- ②関係機関によるネットワーク会議や個別のケース検討会等の開催によって関係者間の横断的な連携強化を図る。
- ③関係機関との情報共有を図るための連携シートを整備する。
- ④関係機関と個人情報管理のためルールを定める。

(3) 制度外ニーズ対応システムの構築

- ①専門職や住民の気づきを所属組織内や地域全体で集約する仕組みをつくる。
- ②制度の狭間の問題への対応を検討する場として、市町村レベルで部署横断的な「生活支援総合調整会議」（仮称）を設置する。
- ③制度外のニーズに対応した新たな仕組みや支援サービス等を開発する。

(4) 公私協働によるアウトリーチ体制の整備

- ①介護支援専門員、保健師、ホームヘルパー、民生委員、福祉員など個別訪問を行う機会が多い専門職等が、世帯全員や地域の状況に一層目を配り、地域に潜在している問題を把握し相談機関につなぐ仕組みを作る。
- ②住民座談会等により、地域に潜在している問題に対する地域住民の気づきを高める。
- ③専門職や住民の気づきから個別訪問を行い、問題解決につなげていく。

(5) 地域福祉を推進する専門職の養成と配置

- ①市町村社会福祉協議会等へコミュニティソーシャルワーカーの配置を進める。
- ②コミュニティソーシャルワーカーや行政職員を対象とした研修の実施と資質の向上を図る。

(6) 地域を基盤とした住民活動の支援体制の整備

- ①住民に身近な圏域で、地域福祉に関する活動に住民の参加を促す仕組みをつくる。
- ②地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定を進める。
- ③住民に身近な圏域における交流・活動拠点を整備する。

5. 段階別の機能及び役割

重点項目を実現するため、県、市町村、旧市町村又は中学校区（地区社会福祉協議会や地域包括支援センター設置段階含む）、小学校区又は町内会・自治会の段階別に次の取組みを行う。

なお、県社協は、トータルケアを円滑に推進するため、県地域福祉推進委員会において事業全体の推進、管理、検証を行うとともに、トータルケア推進会議等を開催し、全県的な事業の普及・

啓発を図る。

1 総合相談支援窓口の整備

(1) 県の段階

- ① 県社協は、市町村における総合相談支援体制の整備を促進する。
- ② 県社協は、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を一元的に支援するための体制づくりを推進する。
- ③ 県社協は、全県域を対象とする相談機関及び専門機関とのネットワークを強化する。

(2) 市町村の段階

- ① 市町村社協は、総合相談支援体制の整備を地域福祉活動計画に位置付けるとともに、市町村に対して地域福祉計画に位置付けるよう働きかける。
- ② 市町村社協は、包括的な総合相談支援窓口を設置するための拠点を整備する。なお、人口規模に応じて域包括支援センターが設置されている場合は、複数設置することもあり得る。
 - ・ 総合相談支援拠点には、市町村福祉関係部局、地域包括支援センター、自立相談支援機関等の相談支援窓口を包含するほか、医療・介護・福祉等の専門職を集約することが望ましい。
 - ・ 総合相談支援拠点には、各相談支援機関等と連携し、ワンストップで対応、支援できる体制を確立するため、中核的な役割を担うコミュニティソーシャルワーカー等専門職を配置する。
 - ・ 町村段階の総合相談支援拠点には、自立相談支援機関の窓口機能を確保する。
 - ・ 総合相談支援拠点に、日常生活自立支援事業や成年後見制度の円滑な利用のため、権利擁護支援センター機能を付加する。
 - ・ 総合相談支援拠点の役割・機能等を住民へ周知する。
- ③ 市町村社協は、総合相談支援拠点の整備が難しい場合は、各種相談支援機関が横断的に連携するためのソフト面の整備を優先する。
 - ・ 各相談支援機関で共有できる諸様式を整備する。
 - ・ 市町村社協に、多分野に精通した専門職を配置する。
- ④ 市町村社協は、市町村域を対象とする各種相談支援機関とのネットワークを強化し、多機関・多職種連携・協働の総合相談支援体制を構築する。
 - ・ 既存の地域ケア会議等を活用し、各種相談支援機関との定期的な連絡会等により横断的な関係を構築する。
- ⑤ 市町村社協は、総合相談支援に対応した諸様式を整備する。

(3) 旧市町村又は中学校区等の段階

- ① 市町村社協は、旧市町村の段階にサテライトの総合相談支援拠点（以下「地域拠点」）を整備する。
 - ・ 地域拠点は、市役所や社協の支所、地域包括支援センター、介護サービス事業所等を活用する。
 - ・ 地域拠点には、各相談支援窓口を包含するほか、医療・介護・福祉等の専門職を集約することが望ましい。
 - ・ 地域拠点に、コミュニティソーシャルワーカー等専門職を配置する。

②市町村社協は、旧市町村域を対象とする各種相談支援機関とのネットワークを強化し、多機関・多職種連携・協働の総合相談支援体制を構築する。

・既存の地域ケア会議等を活用し、各種相談支援機関との定期的な連絡会等により横断的な関係を構築する。

(4) 小学校区又は町内会・自治会の段階

①市町村社協は、住民に身近な圏域における住民交流拠点・居場所づくりを進め、総合相談支援拠点又は地域拠点からコミュニティソーシャルワーカー等を派遣し、地域のニーズ把握やネットワーク活動による個別支援を強化する。

2 多職種横断的連携システムの構築

(1) 県の段階

①県社協は、多機関協働や多職種連携の効果的な進め方等について市町村社協へ情報提供を行う。

(2) 市町村の段階

①市町村社協は、市町村段階の福祉・介護・保健・医療・教育・司法分野等の関係機関や多職種との連携・協働体制を構築する。

ア 地域ケア会議等の効率的な活用を図り、多機関・多職種が参画する仕組みをつくる。

イ 多機関・多職種が円滑に連携・協働するための諸様式を整備する。

ウ 多様な分野が参画する横断的な情報共有・情報管理の仕組み（ICTの活用など）をつくる。

エ 専門多職種による訪問支援体制をつくる。

オ 適切な支援機関につなぐ仕組みや支援方策を創り上げる多機関協働による包括的支援体制を構築する。

(3) 旧市町村又は中学校区等の段階

①市町村社協は、旧市町村段階又は中学校区等の関係機関との連携・協働体制を構築する。

・地域ニーズや要望等を把握し、組織で横断的に共有するためのツールや仕組みをつくる。

(4) 小学校区又は町内会・自治会の段階

①市町村社協は、避難行動要援護者や支援を必要とする者・世帯に関する情報を市町村行政、民生委員と共有するとともに、福祉員等インフォーマルな支援を行う者との情報共有の取扱いを明確にする。

3 制度外ニーズ対応システムの構築

(1) 県の段階

①県社協は、市町村社協と社会福祉法人との連携による「公益的な取組」を促進し、社会資源としての受け皿づくりに努めるとともに、複数の社会福祉法人が連携する広域的な仕組みづくりを進める。

(2) 市町村の段階

①市町村社協は、社協内の部署横断的な情報共有の仕組みをつくり、個別・地域ニーズを組織的に集約する。

・全戸訪問などの積極的な訪問活動により住民ニーズを把握する仕組みをつくる。

- ②市町村社協は、福祉・介護・保健・医療・教育・司法分野等関係機関による生活支援ネットワークを構築する。
 - ・地域生活課題の解決を目的とした住民や関係者による委員会やプロジェクトチームを組織化する。
 - ・必要に応じて近隣市町村とのネットワークにより広域的な支援体制を構築する。
- ③市町村社協は、社会福祉法人や企業等と連携・協働し、新たな支援サービス等を開発する。
- ④市町村社協は、共同募金のテーマ型募金やクラウドファンディング、「社会福祉法人による公益的な取組」、企業等の社会貢献活動などを活用し財源の確保に努める。

(3) 旧市町村又は中学校区等の段階

- ①市町村社協は、地域ケア会議等を活用し、各種相談支援機関が把握するニーズを集約する。
- ②市町村社協は、第2層協議体や地域協議会等を活用し、地域生活課題の解決を目的とした支援体制を構築する。
- ③市町村社協は、既存の制度や福祉サービス等では解決できない問題に対して、地域の社会福祉法人や企業、異業種団体等の社会資源との連携・協働により新たな生活支援サービスを創設する。

(4) 小学校区又は町内会・自治会の段階

- ①市町村社協は、ボランティアや市民活動、住民主体の支え合いの機運を高めるため、社会的包摂に向けた福祉教育の充実を図る。
- ②市町村社協は、地域の問題に住民が「我が事」として対応することができるよう、住民主体で話し合う仕組みづくりを進める。
- ③市町村社協は、地域福祉活動の中核を担うリーダー的人材の発掘とともに、現役世代をはじめとする幅広い世代の地域福祉活動への参画を図り、住民主体のインフォーマルな支援体制を構築する。

4 公私協働によるアウトリーチ体制の整備

(1) 県の段階

- ①県社協は、他人事を「我が事」として捉える機運醸成のため福祉教育を推進する。
- ②県社協は、コミュニティソーシャルワーク実践研究会と連携・協働し、コミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチ機能の充実に努める。

(2) 市町村の段階

- ①市町村社協は、ケアマネジャーやホームヘルパー等介護部門職員をはじめ、すべての職員がニーズの掘り起こしができるよう意識啓発とスキルアップを図る。
- ②市町村社協は、各専門職が把握したニーズを集約し、必要な支援につなげる多機関協働の包括的支援体制を構築する。
 - ・関係機関による横断的な情報共有の仕組み（ICT活用等）を構築する。
- ③市町村社協は、アウトリーチを行う専門職の確保とスキルアップを図り、専門多職種による訪問支援体制をつくる。
- ④市町村社協は、各地区における住民座談会やサロンの定期的な開催を進めるとともに、内容や工夫した取組みの共有を図る。

(3) 旧市町村又は中学校区等の段階

- ①電話や来所相談のほか、介護保険サービスや「ふれあいいいきいサロン」、民生委員や自治会関係者、福祉員等からの様々な情報を把握し、課題解決を図るとともに生活支援につなげるための多機関協働の包括的支援体制を構築する。
- ②市町村社協は、コミュニティソーシャルワーカー等専門職が行政、医療、介護、福祉等の専門職と連携・協働した伴走型の支援によるマネジメント機能を強化する。

(4) 小学校区又は町内会・自治会の段階

- ①市町村社協は、小地域ネットワークを形成し、住民の気づきを専門職につなげる仕組みをつくる。
 - ・地域の若者や現役世代の参画を促進させ、次世代を担う人づくりを進める。
- ②市町村社協は、住民座談会やサロンの活性化を図り、住民の気づきを促すための工夫を行う。
 - ・参加しない人、できない人と理由を把握し、必要に応じてアウトリーチを行う。
- ③市町村社協は、住民交流拠点にコミュニティソーシャルワーカー等専門職を参画させ、住民の気づきやニーズの把握に努める。

5 地域福祉を推進する専門職の養成と配置

(1) 県の段階

- ①県社協は、コミュニティソーシャルワーク実践者を養成するとともに育成支援に努める。
- ②県社協は、コミュニティソーシャルワーク実践研究会と連携・協働し、コミュニティソーシャルワーク実践の周知や普及啓発に努め、コミュニティソーシャルワーカーの役割や配置のメリットを広く周知する。
- ③県社協は、コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターの効果的な連携を促進する。

(2) 市町村の段階

- ①市町村社協は、コミュニティソーシャルワーカーの確保と配置を地域福祉活動計画に位置付けるとともに、市町村に対して地域福祉計画への位置付けを働きかける。
- ②市町村社協は、第1層生活支援コーディネーターとの効果的な連携を図る。
- ③市町村社協は、行政や社会福祉法人等に所属する多職種の連携によるコミュニティソーシャルワークの実践を進める。

(3) 旧市町村又は中学校区等の段階

- ①市町村社協は、旧市町村又は中学校区等の段階へのコミュニティソーシャルワーカーの配置を進める。
- ②市町村社協は、第2層生活支援コーディネーターとの効果的な連携を図る。

(4) 小学校区又は町内会・自治会の段階

- ①市町村社協は、コミュニティソーシャルワーカーの役割や実践を住民に周知する。

6 地域を基盤とした住民活動の支援体制の整備

(1) 県の段階

- ①県社協は、小地域ネットワーク活動のあり方を見直し、地域福祉活動の基盤整備を図る。
- ②県社協は、小地域における住民主体の地域運営組織づくり、地域福祉活動を担う人づくり、

支え合いの仕組みづくり、居場所（交流拠点）づくりを支援する。

③県社協は、地域住民も参画する子どもの居場所づくりなどの貧困対策を支援する。

④県社協は、地域福祉計画と連動した地域福祉活動計画の策定を促進する。

（２）市町村の段階

①市町村社協は、地域の企業、ボランティア団体、NPO等の社会資源の発掘・把握を進める。

②市町村社協は、民生委員と福祉員との円滑な情報共有などにより連携強化を図る。

③市町村社協は、小地域における住民主体の地域運営組織づくり、地域福祉活動を担う人づくり、支え合いの仕組みづくり、居場所（交流拠点）づくりを地域福祉活動計画に位置付けるとともに、市町村に対して地域福祉計画への位置付けを働きかける。

・生活支援コーディネーターと連携し、住民主体の支え合い活動の創出に努める。

（３）旧市町村又は中学校区等の段階

①市町村社協は、趣味活動や生産活動などを通して、高齢者のみならず幅広い住民を対象に、地域住民の一員として喜びを実感できるようなお互いさまの地域づくりと生きがいづくりを住民や企業、関係機関と協働で進める。

（４）小学校区又は町内会・自治会の段階

①市町村社協は、「地区社会福祉協議会」や「町内会福祉部」など住民主体の地域福祉活動を担う地域運営組織づくりを進めるなどして、住民参加の促進を図る。

②市町村社協は、見守りやニーズ把握を行う小地域ネットワーク活動やサロン運営などの地域福祉活動の担い手となる福祉員等の発掘・養成を進める。

③市町村社協は、住民に身近な圏域における生活支援拠点・居場所づくりを進める。

・地域の各種サロンや空き家等を活用した生活支援拠点を整備する。

・生活支援拠点には、コミュニティソーシャルワーカー等専門職を派遣し、地域のニーズ把握やネットワーク活動による個別支援を強化する。

・様々な問題を抱えている当事者や同じ悩みを持つ人が集い、交流する居場所を提供する。

・趣味活動や生産活動などを通じて新たな社会参加の機会の創出を支援する。

・買い物や通院の送迎、学童保育、一時的な共同生活など、生活支援機能を付加する。

6. 関係機関・団体との連携・協働

トータルケアを円滑に進めるため、次の関係機関・団体と連携・協働する。

（１）県

①県社協との連携・協働

・県地域福祉支援計画に基づく全県的なトータルケアの普及・支援（市町村、市町村社協、関係団体）

・県地域福祉推進委員会への参画

・トータルケアの推進に向けた県関係機関との連携・支援

②市町村の取組みを促進するための連携・支援

・地域福祉計画策定ガイドラインに基づく計画策定に向けた連携・支援

・成年後見制度の利用促進に関する基本計画策定と権利擁護体制構築に向けた連携・支援

・地域包括ケアシステムや包括的な相談支援体制構築に向けた連携・支援

・町村部における自立相談支援機関等の窓口機能確保に向けた連携・支援

- ・専門（相談）機関としての連携・支援

（２）市町村

- ①市町村社協との協働による市町村地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定及びトータルケアへの積極的支援
 - ・総合相談支援体制の整備を市町村地域福祉計画に位置付ける。
 - ・横断的な連携をコーディネートするコミュニティソーシャルワーカーの確保と配置、資質向上を市町村地域福祉計画に位置付ける。
- ②成年後見制度の利用促進に関する基本計画策定と権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
 - ・日常生活自立支援事業の生活支援員や成年後見制度の市民後見人、法人後見の担い手となる法人後見支援員等を養成する。
 - ・日常生活自立支援事業から成年後見制度利用への円滑な移行を支援する。
- ③福祉部局の横断的な連携体制の構築と「人・モノ・カネ・情報」の再編
 - ・生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員との効果的な連携を図る。
- ④地域生活課題解決のための多機関協働による包括的支援体制構築と協力
 - ・自立相談支援機関との連携・協働
 - ・社会福祉協議会と社会福祉法人との連携・協働の仕組みづくり
- ⑤コミュニティソーシャルワークの普及・啓発と実践者の育成・確保への協力
- ⑥専門（相談）機関としての支援

（３）民生児童委員協議会

- ①県民児協として
 - ・県地域福祉推進委員会への参画
 - ・全県的なトータルケアの啓発、推進の協力
- ②市町村民児協として
 - ・全市町村におけるトータルケア推進の協力
- ③単位民児協を中心として
 - ・従前の総合相談・心配ごと相談所の相談員としての参画及び協力
 - ・生活福祉資金貸付制度の効果的な活用への協力
 - ・住民の抱える地域生活課題の把握・通報・連絡及びケースマネジメント会議への参画
 - ・新たな生活支援サービス創出等への意見具申
- ④個々の委員として
 - ・地域の新たな支え合いの仕組みづくりへの協力
 - ・地区での拠点づくり・集い・活動・相談への運営の参画及び従来のネットワーク活動の点検・強化への協力
 - ・ネットワーク・町内会福祉部・サロン・福祉員等の協力員の確保・養成に向けた協力
 - ・住民の抱える地域生活課題の把握・通報・連絡及びひきこもり、社会参加対象者の掘り起こしによるソーシャルワーカーとのパイプ役
 - ・福祉員との連携・協働

（４）社会福祉法人・福祉施設等

- ①社会福祉法人経営者協議会、各種別協議会等との連携・協働

- ・ 県地域福祉推進委員会への参画
- ・ 地域包括ケアシステム構築に向けた多機関・多職種連携・協働の仕組みづくりと参画

②地域の公益的な取組を進めるための連携・協働

(5) 各種相談支援機関

①総合相談・生活支援体制の構築と連携・協働の仕組みづくり

- ・ 福祉事務所、自立相談支援機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、地域子育て支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、ひきこもり相談支援センター等関係相談支援機関と連携・協働するための合意形成

(6) その他

①県医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会

- ・ 県地域福祉推進委員会への参画
- ・ 地域包括ケアシステム構築に向けた多機関・多職種連携・協働の仕組みづくりと参画

②商工会議所、商工会、農業協同組合、生活協同組合

- ・ 空き店舗活用の拠点整備や移送サービスなど生活支援サービス創出等への協力
- ・ フードバンク等による生活困窮者支援への協力

③弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等

- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向けた連携・協力
- ・ 日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行の支援

④特定非営利活動法人・企業等

- ・ 福祉課題や制度の狭間などの問題に対応した生活支援ネットワークの構築と支援サービスの開発
- ・ 地域の社会資源としての地域貢献活動の展開
- ・ フードバンク等による生活困窮者支援への協力

7. 財源

秋田県社会福祉協議会の一般財源等を充てるほか、共同募金や「社会福祉法人による公益的な取組」としての法人連携による拠出金、企業等の社会貢献活動などの広範な財源の確保に努める。

8. 秘密の保持

本事業の援助活動及び相談活動等を行う者は、利用者等の人格と人権を尊重するとともに、援助活動等により知り得た利用者等の身上及び生活状況等の秘密を漏らしてはならない。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

この要綱は平成30年4月1日から施行する。